

『監郡右置』と『執睨録』

——近世地方村落支配者の政治志向——

後 藤 重 巳

一、識者の豊国観

江戸期の筑前を代表する本草学者であつた貝原益軒が、元禄七年に東九州地方を旅行した折の紀行記が、いわゆる『豊国紀行』^①である。

益軒はこの旅行の途次、今日の大分県高田市に一泊し、そこで豊後国東地方の見聞について記しているが、その表現は、当地方の僻地性を如実に表現している。

高田より北の方、六里ばかり行けば、富来に至る。富来の東三里に安岐あり。安岐より東南に木付あり。兼ては富来・安岐をも見んと思ひしかども、高田より富来の間、路けはし、且、其のかたは、常人の行交ふ事まれなれば、万につけて佗しき由聞しかば、老の身の行なやみなんも心くるしかるべしと止みぬ

と述べ、国東半島内の陸上交通の至難さを指摘している。

この時から約一世紀を経た天明三（一七八三）年、備中の国の蘭学者であり、地理学者でもあつた古川古松軒（享保十一→文化四）も、東九州地方を巡遊しているが、この折の紀行記が、『西遊雜記』^②である。

彼は単なる浮遊の徒ではなく、例えば幕府の令によつて『武蔵五郡の図』や『四神地名録』を著するなど、オーソドックスな地理学書刊行にも干与しており、天明八年の『東遊雜記』は、幕府巡見使の随員として参加した

際の紀行記であつたことからしても、その見識の程が察せられよう。こうした見識眼の古松軒の見た豊前豊後地方に関する表現をしばらく見よう。

豊前国は海辺によるほど、風土はよくして、西南は山連々としてあしく、九州のうちにては上国といへども、中国筋にくらべ見れば、人物言語劣りて、諸品も自由とはいひ難し。——中略——宇佐八幡へは、四日市より一里余、道はひろびろとせしよき街道ながら、辺鄙なれば休むべき茶店もなく、淋しき道なり。さて宇佐八幡宮は世に知る旧地、定てよろしき所ならんと思ひしに、此地も案外の僻地にて、御社の有る土地、窪所のひら地にて、風景さらになく、面白からぬ所なり。——下略——

と述べ、豊後に対する観察は更に酷評である。すなわち、

豊後国は豊前より大国と云得共、風土は劣りてよろしからず。在中に入りては、豪家とおぼしき百姓一家もなく、白壁なる土蔵などは遠見せし事もなし。柿の木・橘・きんかん・ゆずなども見かけず。人物言語も中国筋とは、甚劣し事にて、在中山分に入りては、草履わらちもはかすして、外より帰りても、洗ふといふ事もなくして、其ま床の上にあがることなり。食物等も米を喰ふ事なく、粟の飯を以て上食とし、寺院里

正にても、平生の食事は粟にして、五節句などに米の飯を食す事なり。是等の事を以て、万事の風俗を察して知るべし。周防長門より、豊後・日向・大隅などへ、商人の入来る所にて、此者ども旅宿にて会せし時は、「最早日本の地へかへらん」と、互にたわむれて笑ふといへり。

以上やや冗長な引用になったが、他国からの旅行者とはいへ、両者共に彼らの眼に映じた豊国観は決して「豊国」の名にふさわしいものではなかった。

しかし、こうした実情が二豊万端を綴じたものではなかったことは、例えは右の古松軒も、

「しかれども、花はよしの(吉野)、人は武士にて、城下々々は人物言語もいやしからず、中国筋にかはりし事もなきなり。」と述べ、

「此日、小倉の浪士矢野通義と言医師に会して、此辺の風俗を聞き事なり。——中略——山本村といふに、三浦安貞と称する天文学者有るよし。此人は阿蘭人に学て、天文道には委しき人と物語りき。予天文のみちになうとく、且、今さら学ぶべき志しもなく、尋ず」と記して、町・在の比較をし、城下と在中の格差について観察している。

確かに「都市」と「農村」、「町」と「在」との落差比の大ききこそ、前近代性の特徴である。

さて、両者の通過した街道が、俗称される「豊前街道」であった訳であるが、この豊前から豊後国東半島を迂廻する海岸線は、近世期には陸路以上にかなり盛んな海上の主路であった。

正徳年間(一七一〇—一七一五)に、長崎奉行の要職にあった大岡備前守の編纂にかかる『崎陽群談』第十巻によると、当期、長崎より、豊前南部や、豊後全国に至る海上路は、次の如くであった。

中津への海上路は、長崎を出て、牛首・呼子(佐賀県)・山鹿崎(福岡県)から下関に入り、田浦・青浜・恒見を経て、刈田浦(行橋市)に至り、杵尾浦・椎田浦・八屋浦を経て中津に至るコースである。

更に海路で南下する場合は、国東半島の竹田津浦・みの崎(杵築市)を経て、府内へ、府内から三佐に至り、大野川を朔行して竹田へ、また更に南下して三佐から佐賀関を経て臼杵に入った。

こうした史料から見ると、佐伯・臼杵・佐賀関浦・三佐・府内・日出・みの崎・守江・深江・竹田津・芝崎(高田)・長州・中津・刈田浦・八屋浦など、東九州海岸部の諸入江が、長崎を基点とする東九州沿岸の重要海路の拠点として存在したこと。また宇佐郡駅館川の中須賀港(天領港)は幕府直轄港として、更には、長洲港も島原藩の瀬戸内登為港として機能しており、内陸部の小農村の農村機構はとも角としても、比較的先進的な社会・文化の洗礼を受けていたであろうことは否定できない。

こうした地域の一所に拠点を置く竹田津氏一族に焦点を集めて、村支配者の志向の一端を見ようとするものであるが、勿論、史料制約は大きい。ここでは、竹田津氏一族小串氏と本多氏との例に視点を置いたが、この両者に介在したのが杵築在の島氏であった。

小串俊政の『監郡右置』と、本多氏の『執眼録』とは、基本的には、共通した趣旨のもとに筆記されたものである。

旅行者的な他国の者の目に映じた二豊農村の末端舞台は、確かに、先記両者の記述した状態であったかも知れない。

しかし、農村支配者の施政意識とその動向は、さして中央との落差を認め得るものではなく、むしろ同等に高揚的であったものとの想定的一端に触れてみようとするところに本小稿の目的がある。

二、「監郡右置」と小串氏

「監郡右置」の著者は、小串俊政である。小串氏は、近世期を通じて、豊後国東郡一帯に勢力を持ち続けた竹田津氏一族であり、比較的著名な学者を輩出している。

「小串氏系図」^④によると、俊政に関連する家系部分は、次の如くである。

小串氏系圖

小串與三兵衛忠政養子

大藏政俊

小串助右衛門 始善兵衛 門内
妻養父忠政養女財津氏女

世譜本系ニ詳也寛政元年酉三月十八日卒

重威

小串仙助 始力之助 實竹田津官兵衛二男
妻養父政俊女

寛政元年家督歴任 親貞公親賢公親明公三世始為小姓次為近習亦至物頭老後經馬廻文化七年庚午致仕

女子

養子重威妻

女子

為嶋兵右衛門義居養女嫁後藤駒次郎壯逝無児 為為為為為

女子

為竹田津左助重任養女嫁平井庄三郎壯逝無児

女子

養子勘四郎妻

女子

嫁野々村勝左衛門正久

厚

小串兆之助 實嶋弥一郎永胤養弟
始為養子奉仕 親賢公為小姓壯逝

俊政

小串勘四郎 實中川侯家士野中武兵衛幸昆二男
妻養父重威女

為養子文化七年正月家督以馬廻奉仕 親明公

(朱書)

「此書小串助右衛門政俊撰ス、文政丁亥竹田津鬼太

夫某應 需貸遣之、為寫置者也」

財津氏系圖

大藏忠行

財津源左衛門 始久八 又因母氏暫稱荒木
忠直云 妻橋本九郎兵衛入道休意女

元祿十六年未六月廿八日卒號智譽惠林大姉葬竹田津浦江頭納牌於円淨寺

財津權左衛門政方四男青童而遊于肥後國後遷住竹田津林不仕而終天命享保十九年七月十一日卒號德譽宗禎居士葬江頭納牌於円淨寺

忠政

小串與三兵衛

為小串善兵衛養子嗣職為二子組大庄屋

政幸

財津新兵衛 始和左衛門
室田原不白武房女 吉弘邑之浪士

享保十五年十二月十三日卒號円解智融大姉葬於二子沓掛村納牌於円淨寺

母者橋本氏 政幸始住于竹田津之林後移居于沓掛村 忠政同邑對馬守親盈公召而加御伽衆以郷士終

安永五年申六月二日卒號湧譽如泉居士葬于沓掛村長福寺納牌于円淨寺

室甲原氏亡後娶溝部喜兵衛某女有故離別時懷妊後生女子長嫁于土居莊藏古市浦商家如泉没後初與姉會面

亦娶八阪組大庄屋島與兵衛勝任養妹實久留嶋侯家士望月氏女

望月氏寛政六年寅四月七日卒葬于長福寺

「女子 嫁小串與三兵衛忠政養子小串政俊

兄弟相議合二家政幸所傳之武器雜具附屬政俊二世而家斷

紙数の関係上、小串氏関係のみを示したが、竹田津氏一族の分化は各地の入江部に拠って浦庄屋や商家を営むものが多く、また諸候や豪士との関連が多い。(補註)

小串氏の宗族たる竹田津氏は、日田大藏氏の後裔と言われ、(大分県史料・第十巻解題)、小串姓の始祖は、小串越後と言ひ、近世初期にその始姓があるらしい。

この竹田津氏一族に財津氏があつたが、財津(大藏)忠行(元禄十六年卒)の長子は無子なるによつて、その弟、政幸の娘を養女とし、これに迎えた養子が、先の系図に示した政俊であつた。

小串氏は、嫡庶の分派によつて、数系に別れているが、当氏には、この政俊の次代を継いだ小串重威をはじめ、別系には、小串泰庵、小串玄節などの学者や医者が輩出しており、なかでも重威は、『豊後姫島考』を著した人物であり、また小串泰庵は、豊前宇佐郡出身の幕末の本草学者である賀来飛霞が、日向国高千穂地方への採葉旅行に干与した人物であり、本草学に通じた医者であつたらしい。

『庚子詩稿』なる詩稿本によると、この著者は(作詩者)は、小串春斉であるが、春斉はその詩中に、『宿御舟駅』・『東肥途中』・『舟到鳴原城』・『崎陽竹枝三首』など題した詩が散見し、長崎・島原・肥後方面を紀行している事が知られる。

この『庚子詩稿』と併存する『辛丑詩稿』の筆者は、小串泰安なる人物であり、彼は、先記した小串泰庵と同一人物と考えられる。

竹田津氏一族の諸系図を編纂した人物は、小串政俊であつたが、こうした家系を継いだ俊政は、小串家に似つかわしい学識者であつた訳であり、

彼の手でなつたのが、ここにとりあげた『監郡右置』そのものである。

本書は、横十八センチ・縦十五センチ、表紙とも合計六十四葉の小冊子である。

内容は二部(上・中)からなり、各部の表紙部分に、

監郡右置 上 草案小串俊政記 禁他見

監郡右置 中 草案小串俊政記 禁他見

と記めている。

最末尾には、

今宵だに 我身のうへは 志(し)らぬひの

かきつくしかた あはれとも見よ。

鬼となり、神となりても君ながく

民久しくと 思ふ余りに

と云う二首の短歌を記めてあり、同歌の作は俊政本人であることを記す。

以下、同書の内容構成をみることにする。

『監郡右置』上之部は「年中行事之部」と題されている。

「年中行事之部」は、正月元日の御札刻限規程に始まり、十二月廿六日

の「役所仕廻」(御用納)に関する規程を記し、三十日の、翌年年頭御札の参不参者調査に至るまでの、年間の諸事項について列記する。

今少しく、その内容を見よう。

正月三ヶ日間は、年頭御祝儀に関する規程の詳細な記録で始終する。

十日は、池川普請願の日限であり、翌十一日迄に願書の提出ない場合は、当年中の普請は延引する旨を、徹底させよと述べている。

十日迄は、諸役所は年始休み。

十一日は、吉例の松植行事。報告を必要とする。

十二日からは、池川見分として、代官出郷。

廿日頃から、宗門改めに関する記事が集中する。

二月に入り、田畑種子物拝借證文を二月中に郷方より提出すべき旨申触。

二月廿五日、春免積帳を勘定所に提出。

三月廿日から廿五日の間に、菜種子作高届出、月末に麦反別帳差上。

五月に入り、田方根付届出をはじめ、六月は根付目録差出、検見方出郷誓詞提出。

七月十三日から十六日迄は、役所益休み。

九月に入り、中田検見手続。

十月五日限、「物成帳」外諸帳面差出期日。

十一月には、皆済目録手続。

十五日限、小物成帳差上。

十二月に入り、

当月廿六日役所仕廻ニ付、上旬より心懸ケ「欠」ニ万事仕寄引候様、御代官并役人ト兼て被及沙汰置候事。

と見えて、当年中の他所縁組者をはじめ、「入帳」「帳外」の調査を命じ、年始の門松に関する手続等を記す。ここでは例えは、

例年門松、廿日より伐出申付候ニ付、前夜より役人二届、下横目出郷、出夫八坂安岐小原両子 手永より隔年に出候例ニ候

など記す。

十二月三十日の項では、

一、大 三十日、支配下御徒士格以下、御年頭罷出候もの共、面附并不参

面附、夕七時迄取調、御徒士以上之参不参は御目付へ申達候、元日揃

刻限、御在城（年）六半時、御留守（年）五ツ時揃ニ候得共一下略一

と述べ、翌年頭祝儀に出頭する者の面付を調査、刻限を徹底するなど記す。

録する。

以上の「十二ヶ月之部」に続けて、「中」の巻では

「不時取計心得之部

として

吟味仕方

変死・行倒・浮物、

刊罪、

牢舎・揚屋入・種子藏・預け手錠、

火事、

願筋、伺、寄合、商売方、

公儀御役人取扱、

高札・境杭・傍示杭・野荒杭、

郡代出役、

御舟浦方取捌、

渡舟、

御願藏、惣領、

御林并材木、

御救、

別郷中諸納物、

御法事、

他所懸合、

御借財、才覚銀心得、

の以上、十八項目について述べる。

右十八項目は、「不時取計心得」とあるごとく、恒例の「年中行事」に對して、臨時・突発的な事務處理に對する心得書きであり、第一項の「吟味（者）仕方」などを見るに、極めて詳細な作法などを列記する。

全文を引用するには、当項はやや長文すぎる故、第二項の「変死・行倒・浮物」の項を参考に全覽する。

「変死・浮もの改・病死改・変死・横死之部」

一、変死・横死届出候へハ、御家老衆へ相達検使下横目・御郡所役人・郷足輕差出、親類・五人組合、其外懸り合之者取調、書付取之、尤、夫庄屋奥印形也、右怪敷無之候へハ、取片付申付候様ニと可申渡旨

「欠」前、年寄衆へ伺置差凶之事、

一、引メ之上、右書付年寄衆ニ差出之事、

但、他所者ニ候へハ、其先元へ懸合ニ相成候事故、書付文面ニ一入

吟味致候様申聞候事、

一、他所者ニ候へハ、死骸片付方、別て相伺候事、

一、生所相分候へハ、懸合之上、死骸片付候「欠」近キハ桶に納番人、遠方ハ仮埋之事、

一、他所者ニても、可相成ハ内濟之懸合ニ申付来候事、

但、横死ハ別て念入候事、

「行倒・浮物之部」附他所先病死

一、他所者病死并行倒もの有之候へハ、右同様出役、書付も同断ニ候、(ママ) 往來ニ候へハ、其外ニ仮埋メ申付、所持之品村役人預ケ置、半年相立寺へ遣之、供養いたし可遣旨差凶之事、

一、一ト通之往來證文ニ候へハ、此方御郡奉行より先元御郡奉行へ懸合、(ママ) 国元返子候之上、所持之品等片付方申渡候、尤、夫々年寄衆へ伺之事、

(下略)

右は、年中行事的な諸務外の臨時実務処理に関する具体的処理規程を記

したものであるが、「不時取計心得」の十八項は、すべてかかる規定の詳細である。

三、「執腕録」と本多氏

『執腕録』は、天保十一(一八五〇)年春、宇佐郡橋津組大庄屋たる本多正辰によつて筆記されたものである。

史料の形状は、楮紙を用いた横二〇・五センチ、縦一三・五センチの横紙小帳であり、表紙ともに二六〇葉に及ぶ記録である。

この記録が筆記された趣旨について、筆者は、本書の末尾で

ことは法によらざれば立たず。かかる故に古昔より一家・一國・天下を治るに至るまで、皆其法あり。今茲に旧來事「成定る所のもの數条を集め録して、もつて臨機の規法をなす。此篇は、兼て子が志し、朱(天保四ヨリ)七とせを經て作る所、いささか末裔の為に設ける書なり。此書に載る所の事は、皆職事を制するの秘要なり。故に他人の見を憚りぬと言うべし。

と述べている事によつて察せられる。

右の記述によると、正辰は、天保四年から七年を要して、これを整理筆記したものであり、大庄屋当主として、子孫のために記めるものであり、職事を制する秘要の内容であるために、他人の見ることを憚るものであるとして、他見を禁じている。

同書の収載事項は、目録部分の集計によると、一三五項目に分けられ、組大庄屋・小庄屋の村支配に関する諸執務・その実務手続き、または、法令処理の判例などに至る極めて多分野に及ぶ内容である。

その項目序列は、

一、御領分惣高役高之事、

一、当地御領主年代之事、

一、豊州御領寺社御寄附高之事、

などに続いて、第十七項には、「十二箇月之部」を設け、正月の部から十二月の部に至る内容では、年中十二ヶ月間に亘る主要な行事、月別の政務上の手続きなどについて詳説し、以下の項目では、郡・村境界、酒造、奉公人規定、庄屋宅普請、忌引届、口銭、牛馬売買、租税、雨乞日乞行事、宇佐宮神事、医者成願など政治・経済・宗教・社会各方面、まさに大庄屋として関与する諸務万端に亘る事項について記録する。

『執腕録』とは、「執務上、うかがい見るべき記録」とでも解すべきであらうか。

次に、以下、本書の内容的構成について、若干述べておく必要がある。周知される代表的農政書たる大石久敬の『地方凡例録』などが、その収載事項を内容的に極めて整然と分類・配列しているに對して、本書の内容配列は、種々な事項を任意に列記したものであり、この点は、その非をまぬがれ得ない。

しかし、先記した筆者の筆記趣旨の如く、末裔のために作り置く書であると言う、ごく自然な意識のもとでの記録であることから、判例事項を取捨選択・整理分類した形式をとる必要はなかつたものであろう。

さて、『執腕録』中、注目すべきは、第四十一葉から、第五十八葉までに亘る「十二月之部」なる年中行事に係わる記録である。

これは、村役人等が、年中に処理すべき諸務について、月別・日別に順序だてて記したもので、「正月之部」の二日の年頭御祝儀(年礼)に係わる規式にはじまり、十二月二十八日の歳末御祝儀の規式及び、翌年正月の年頭祝儀の参・不参者調査に至るまでの規式を列記する。

内容は、村中における民俗的な年中行事に関する規制事項や、手続等についても散見しているが、主として村政の執務に係わるものが大半を占め

る。

例えば、「六月之部」と「十二月之部」には、

一、当月は、伺願定月ニ候間、願筋有之候ハハ、取調書付差出候事、と見え、「十二月之部」には、

一、他領縁組願定月(下略)など見える。

正月の部では、三ヶ月間の年礼に関する規式、五日からは宗門改めに關する諸準備、十五日宗門改め、廿六日恒例の寺判改め、などと、極めて詳細な規定を記め、二月に入ると、池川の定普請手続、三月では、三日の上巳の節句祝儀・麦作の豊凶調査、四月は、江戸夫代銀上納、五月には、端午の節句祝儀・田方初植調査・麦作巡見、六月、田方皆作調査・麦納期限の設定などが見え、梅雨期に入るため、日乞・雨乞行事に関する規定が記される。

七月七日、七夕祝儀・高田若宮での虫除・五穀成就願解算所踊、八月一日は八朔祝儀・秋検見誓紙提出、九月に入ると、重陽節句祝儀・検見出郷、十月は反拂帳差出、十一月には村々小物成・山札・塩浜・水車等の諸運上目録帳差出、などと、多般に亘る事項が並べられている。

こうした記録の必要性は、年間を通して、藩当局と農民との間に介在する、組大庄屋・村小庄屋が諸政務をスムーズに執行して行く上に日常忘却すべからざる心掛けとしてメモされたものであり、こうした、「年中行事」に係わる記録は、他地域にも散見する。

例えば、金沢藩における『金沢藩年中行事』^⑫や、対馬藩における『郷村年中行事』^⑬などがそれであり、先記した小串俊政の『監郡右置』中の「十二箇月之部」として例外ではない。(後述)

以上は、「十二月之部」に関する部分であるが、以下、他の分野に係わる二・三の例について見よう。

組・村支配に係わる村役人の更送は、極めて重要な意味をもつ。

こうした関係から、『執覧録』中の一項に、

庄屋退役跡役願之事

并病死跡役願事

がある。

ここでは、水崎村庄屋の退役に併なう跡庄屋の任命願に関する実例を掲げている。

水崎村庄屋退役跡役奉願候御事、

一、私儀近年病身ニ罷成御役儀難相勤御座候間、御役御免被為仰付被下置候様奉願候

此段宜御申上可被下候以上、

庄屋

辰六月

水之江久三郎

右久三郎奉願候通、相違無御座候間、退役被為仰付被下置候様奉願候、尤、跡役之儀は、倅延平、当辰廿四歳ニ罷成、兼て実軀成人柄ニ御座候間、庄屋御役儀被仰付下置候様村方一同奉願候、村方何之差障も無御座候間、願之通相叶候様此段宜被仰上可被下候以上

組頭 藏吉

同 四郎藏

大庄屋宛

右之通願出候ニ付、吟味仕候處書面之通相違無御座候間、願之通相叶候様此段宜被仰上可下候以上、

大庄屋

右の事例に続けて、辻村庄屋退役更送、和木村庄屋兼帯取上、組頭更送、山留役更送の事例などを列記し、更には庄屋手代跡役願いの手続等にいたるまで、項を立てて判例を示している。

庄屋、組頭の更送は、具体的な事例を用い、また山留役交替は、いわゆる「ヒナ形」(模式)によって書類の書式を掲げている。

今一例、本書の特徴となる記述例を上げて見よう。

第一二五葉目に記録される「神領宇佐より御田植早之頼来候事、并届向之事、」

によると、

一、旧例にて毎年六月中旬に神領宇佐当職大官司宣使より頼来候文面左之通、此方より返事は不遺例之

と見え、「文化何年六月幾日」としてのヒナ形を示すが、この実例は具体的に、文化十三年・文化十五年の各六月の記事(大庄屋日記)などに当大庄屋実務処理の具体的例として記録されている。

「執覧録」の内容は、管見の限り、大庄屋日記の記載の内容と合致する例が多く、この点は、「執覧録」の名称にふさわしく、判例に基づく執務処理に忠実であるべく志向した正辰の姿勢を示していると言えよう。

四、「監郡右置」と「執覧録」

「監郡右置」の名称の由来は、近世封建領主下の農村政に直接的に関与する、郡奉行、村庄屋ら役人の「座右に置くべき書」、また「執覧録」も同様に「執務上、うかがい見るべき実例記録」とでも解すべき心得書きである。

こうした類の記録史料は、すでに全国各地で収集・編纂されており、ひとり、この両書のみが注目される訳ではない。

近在の例を見れば、豊後岡藩における「御覧帳細注」^⑮や、「地方温古集」^⑯

『豊岡秘聞』^⑬・『水鏡』^⑭などが管見し、この『御覽帳細注』程に整理されていない部類のメモ的な部類までを列挙するならば、各藩・各村庄屋などの手でなつたこの種の記録は、枚挙するにいとまない数量に上ることであろう。

さて、『監郡右置』と『執腕録』とは、ともに役人の座右に置くべき実務手引書として、基本的には同等の性格を持ち乍ら、反面には、両者両様の特質をもっている。

この相異は、特に、両書の前半部に収載される「年中行事之部」に集中する。

当然ながら、「年中行事」には、地域差・時代差が伴なうものであり、その行事の地域差・時代差、及び筆記者の立場により、記録上に差異が見られる訳である。

『監郡右置』では、「十二月之部」の末尾に、
右は先年より行司相記有之候得共、近年ニ至り、捨合相替り候儀も有之、拙方不委儀も有之。ニ付一下略—
と見え、文政九年時点で、役人替務の節に書き記めたと述べている。

内容的に見ると、各月の、特に祭祀的行事の年月的変質や、幕府・藩による経済的・風俗的見地からの祭祀儀式の簡素化令による変化に基づいて、各所に、「近年までは」とか「先年までは」とかの記述が散見し、こうした、自然的・人為的变化によつて、「不委儀も有之」理由から、諸行事の実務処理上、文政九年の現在の時点で公式を設定し、実務に備えようとする意識が強く察せられる。

本書の筆写年代は、明確ではないが、本書全体に、文政十年の紀年が多く見え、これが年代的下限と考えられるので、この成稿は文政十年以降の文政末期であると考えられる。

一方、『執腕録』は、前述の如く、筆者の本多正辰が、天保四年に記筆し、

天保十一年に稿了したものであり、「十二月之部」では全覽する限り、筆記年代時の年中行事を、前時代との対比意識を全く持つことなく、忠実に記述しているものの如くである。

つまり、二書の「年中行事之部」に限つては、前者は、行事の時代的変化を確認し、現時点としての公式の設定に主眼があり、後者には、現況を忠実に末裔に伝えることに主眼を置いた感がある。

民俗的な年中行事(祭祀等)を含むこうした行事内容が、時代の要請や本来的な性格によつて、次第に変化して行く事は容易に首肯できるところであり、従つて、筆記者の立場や、筆記動機によつて、両者の「年中行事之部」の筆記上の扱いに、若干の差異の生じている事は当然であろう。

では、両書における、年中行事以外の内容での筆記上の態度は如何であろうか。

一体、発布される法令が、時代の進行とともに、全く新しい性格のものが追加発令されることは当然である。

しかし、法制史的に説かれる近世期の法制の一大特質は、「法令の反復主義」であると言われるごとく、新規の追加法令の発布は勿論皆無ではない乍らも、基本的には、いわゆる「祖法を守る」傾向が、著しく強い。

『執腕録』は、「年中行事之部」と、先に記した若干の項目を除けば、一三五項目のそのほとんどが、執政上の判例的手引書の傾向をつよく持つており、既定の法の絶対性に依拠した感が強い。

本書の筆者は、「事は法に依らざれば立たず、故に古昔より一家・一國・天下を治るに至るまで、皆其法あり。——中略——数条を集め録して以て、臨機の規法となす」とは述べているが、そこには、現行の法に判例を求めて、政務を処理する事以外の意識を探し出せるものではない。

換言すれば、幕・藩側の代弁機関としての大庄屋の姿勢の域を出るものではなく、今後(末孫)の政務処理のために、既往の執務旧例を忠実に記

録しておこうとしたものである。

「監郡右置」及び「執睨録」の筆者はそれぞれ、豊後国杵築藩及び、肥前島原藩域の村支配者に属する立場にある。

当藩の藩法はそれぞれ完全ではない乍らも遺存しており、ほぼその全容を察し得るが、こうした藩法の末端における施行の詳細、例えば仕置仕方（裁判）の執行詳細を知る事は史料的制約から極めて困難である。

「監郡右置」における「不時取計心得」の中における「吟味仕方」「刑罪」等の部は、こうした不鮮明な分野について、かなり詳しい細則実例を提供するものであり、その史料的価値は高いものである。

「監郡右置」や「執睨録」がともに、それぞれ「他見を禁ず」とか、又「職事を制するの秘要たるによって、他見を憚る」と言う類の記述を伴なうことは、いわゆる近世法における支配者の法意識を貫く志向性に一致しており、まさに、この点は、封建支配者ベースの意識でしかない。

近世期の各種の農政書のうちには、「座右手鑑」^②、「庄屋心得条目」^③、「地方弁要」^④、「地方袖中録」^⑤、「座右秘鑑」^⑥などがあり、こうした類の記録が、「〇〇秘鑑」の名称の如く支配階層の胸中にすべき心得書きであり、他見を禁すべき性質の、座右の書であったことと質をともしるのが、この「監郡右置」であり、また「執睨録」であった。

勿論、「執睨録」に収載される百余の項目の中には、一般農民に、その本質をより公表し、より徹底し、より周知すべき内容をもつ項目も皆無ではない。

しかし、その内容は、主として庄屋執務を施行する上での実務心得であるために、一般農民の「不必要知」の性質の記事が自ら集中する。

さて、以上冗長な記述によって、第一項に述べた「識者の豊国観」との関連が奈辺にあるのか、疑問が生ずるであろう。

以下、本小稿の意図した点について、若干述べたいと思う。

近世期の農村問題を論ずる時、必ずや、対農民の封建的諸規則の問題がとり上げられるが、なかでも、農民に対する転業制限・移動の規制の厳しさなどが指適されよう。

当期農村支配者の常時、整理すべき帳簿類の中に、「帳外帳」「入帳帳」などのいわゆる「差引目録」があり、この帳簿は、農民の特定居村からの出入確認をするための重要帳簿でもあった。

この帳外・入帳関係の記録史料は、農民の移動動機を知る上に極めて重要な史料であり、また彼らの婚姻等を察知する上に好個な史料となる。

こうした史料に基づいて概観する時、彼らの婚姻圏は、地域性や、その他の種々な政治・経済・社会的要因によって様々な圏域が存在するが、比較的狭域圏であることが一般的である。

これら農民間に於ける狭域的な婚姻圏に対して、組大庄屋・村庄屋の婚姻圏は予想外に広域的であるに加えて重複的である点特徴であるらしい。

先に掲げた竹田津氏一族の系譜を見るに、この一族の分布は、国東半島一円に展開しており、更には、小串俊政の兄「厚」の關係は、豊前宇佐郡一円に及び、小串氏と財前氏との關係が田染氏―河野氏を通じて、これまた宇佐郡一帯に重複展開し、いわば、国東郡・宇佐郡一円の村庄屋・組大庄屋は、竹田津氏一家系譜の内に組み込まれると言っても過言ではない。

ほぼ、同階層に属する彼等村支配者間のこうした家系的交渉が、彼らの文化的・知識的レベルを、比較的均一化して行く一大要因になっているであろうことは、推測するに難くない。

孤立的な近世期農村と、その村落内に封じ込められた農民が、村落内に於いてこそ連带的であることを強要された政治的志向性の強い時代に、「

「監郡右置」や「執睨録」の筆者のみが、単なる村落支配者としての単発的・独断的思想として、こうした実務録を備えることを為し得たとは考え難く、勿論、その背景には、庄屋階層が、権力側の代弁機関であったこと

から生ずる広域画一性を有した点も否定し難いにしても、それ以上に更に比重の大きな要因として、「家系的感化」を想定するものであり、この点は、私の追い続ける「近世地方支配者の系譜」問題と、密接な関係を持つものと考ええる。

「近世地方支配者の系譜」なる課題は、中世―近世と展開する村落変遷史に、村支配者の縦の系譜を明らかにしようとする試みであるが、このためには、同時に、村支配者の家系的な横の展開を究明する必要がある。

近世初期の辺地村落支配者階層が、いわば下層武士であり上層農民であると言う観点に立つ私は、古松軒や、益軒の垣間見た二豊農村と城下との比較観の中にも仮定の可能性を予測するものであり、こうした意味から小串氏と本多氏の二書について、以上、若干の比較を試みたのである。

註

- ① 森平太郎編輯本収『豊国紀行』による。
- ② 右同『西遊雜記』による。
- ③ 九州史料刊行会編「九州史料叢書」収『崎陽群談』巻十による。
- ④ 大分県史料刊行会編「大分県史料・第十巻」収「小串氏系図」
- ⑤ 別府大学文学部史学科所蔵の嘉永写本、序文によれば重威は、この自著を人を介して平田篤胤に紹介、書評を乞うている。
- ⑥ 三一書房刊、「日本庶民生活史料集成・第三巻」収「高千穂採葉紀行」
- ⑦⑧⑨ 別府大学文学部史学科所蔵
- ⑩ 一冊本で(上・中)とのみあり、或は(下)部分を欠損している可能性もあるが、末尾に筆者の所感を述べる詠歌を見るので、恐らくは(上・中)のみ

で終るものであろう。

⑪ 別府大学文学部史学科保管、橋津守英氏史料

⑫⑬ 小野武夫編「近世地方経済史料」収

⑭ 前注「近世地方経済史料」や、滝本誠一編「日本経済叢書」中には、いわゆる農政書・農書の類が多数収められる。内容的には、種々な意趣のものであるが、広い範囲から見ると、両書も同性格である。

⑮ 大分県竹田市、市立竹田図書館所蔵

⑯ 大分県竹田市観音寺所蔵

⑰ 直入郡久住町、後藤是美氏所蔵

⑱ 豊後高田市田染中村役頭河野氏所蔵

⑲ 大分県史料刊行会編「大分県史料、第十七巻、各藩史料」収

⑳㉑㉒ 小野武夫編、「近世地方経済史料」収

㉓ 拙稿、別府大学文学部史学研究会「史学論叢・第七号」90 p 参照

補註

各地の旧庄屋の文書史料の探索に当って、所蔵される書籍の中に、「地方落穂集」や「農業固本録」、「農業全書」の類が見られる。

これら写本類の奥書には「○○より借用写之」の記があり、こうした史料所蔵階層の交流を見る上に興味ある存在となる。また村役人の出張旅行や、識者の旅行に際し、その宿泊先が往々にして役人階層の血縁の関係・文化的交流を知るに未開の分野ではあるまいか。